

新潟市樹木配付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例（以下「条例」という。）第17条第3項及び第22条の規定による樹木の供給に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 樹木を配布する対象者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 条例第16条の規定により、緑化地区に指定された地区内の土地又は、建物を所有し、又は管理する者であること。
- (2) 都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第14条又は、第20条の規定により締結され、同法第16条第1項の規定により認可の公告のあった緑化協定又は同法20条第4項の規定により効力を生じた緑化協定の区域内の土地所有者等であること。

(配布の内容)

第3条 配布する樹木の内容は、前条第1号の場合は、その地区の風土に適する樹種とし、前条第2号の場合は緑化協定書に定められた樹種として、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 低層住宅地等の1団の土地は、原則として高木性樹木（生長したとき樹高2メートル以上になるもの。以下同じ）とし、庭園樹は1宅地あたり10本以下、生垣樹は延長1メートル当たり4本以下とする。
- (2) 工業用地、商業用地、中高層住宅地等の1団の土地は、原則として高木性樹木とし、100平方メートル当たり2本以下とする。

(申請)

第4条 樹木の配布を受けようとするものは、樹木配布事業申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(配付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、配布する樹木の内容及び配布時期を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、配布する樹木の形状及び数量は予算の範囲内で決定するものとする。

(配布の決定通知)

第6条 市長は、樹木の配布を決定したときは、その内容を、樹木配布事業決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(配布決定内容の変更)

第7条 申請者は、前条の規定により決定通知を受けた後において、その内容を変更したい事実が生じた場合は、樹木配布事業変更申請書（別記様式第3号）を、市長に提出して承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更申請があったときは、変更承認の可否を決定し、その結果を、樹木配布事業変更承認（不承認）決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（配布の条件）

第8条 樹木の配布を受ける者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 植栽する地区は申請書に記載された地区であること。
- (2) 植栽する場所は、中庭等もっぱら特定の者の観賞等に供する場所でないこと。
- (3) 受領した樹木は、善良なる育成管理に努めること。
- (4) 樹木の配布を受ける対象者を変更する場合、又は、事業が予定の期間内に完了しない場合若しくは、事業の遂行が困難となった場合においては、申請者はすみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

（配布）

第9条 樹木を配布する場所及び方法については、申請者と協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第10条 市長は、樹木の配布後に生じた枯損については、その責を負わない。

（実績報告）

第11条 植栽が完了したときは、樹木配布事業実績報告書（別記様式第5号）をすみやかに市長に提出しなければならない。

（指導）

第12条 市長は、事業の実績に必要な技術上の指導若しくは、助言を行わなければならない。

（管理台帳）

第13条 市長は、配布した樹木の種類、形状、寸法、数量等を記した台帳（別記様式第6号）を地区の名称別に整備し、保管するものとする。

附 則

この要綱は、昭和52年1月20日から施行する。